

みんなの夢を叶える、二世帯住宅

親世帯と子世帯が共に住まうためには、家族に期待される役目があります。
「家族の在り方」といってもよいです。それは、二つの世帯が、

- 暮らし方のルールを持つこと
- お互いの生活スタイル(習慣)を理解しあうこと
- 生活する上での役割を分担すること

その上で、間取りの構成を考えてみましょう。
独立性重視で、気兼ねせずに生活したい方は、
完全な「独立タイプ」の構成がおすすめ。
適度な距離を保ち、お互いのケハビを感じながら
生活したい方は、同居する「共用タイプ」の構成を。
家族にピッタリの間取りを探してみてください。

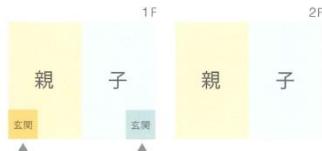
親子の会話を大切にしたい人、精神的なやすらぎを求める人、
大勢で食事をしたい人や親子で子育てをしたい人など、
二世帯で暮らすことによって家族のつながりが生まれます。
新たな「家族回帰」の始まりです。



平面分離型^{*1} (独立タイプ／連棟)

親世帯と子世帯の住戸を、
左右隣り合わせに配置する間取り構成です。

間取りの共用▶なし



建物は一棟(ひとむね)で造られていますが、親子がお互い気兼ねせずに生活できます。付かず離れず、スープの冷めない距離に住まう暮らしです。このタイプは、各住戸が2階にも部屋を持つため、それぞれに階段が必要となります。また、玄関・ホールなど各住戸のパブリックスペースを隣接させ、そこに内部ドアを設けることで、屋外に出ることなくお互いに行き来できる「建物内移動」が可能となります。さらには、完全分離型の間取りであることから、将来、一方の住戸を賃貸にするという変化にも対応しやすい2戸一棟の構成です。

上下階分離型^{*1} (独立タイプ／重層)

親世帯と子世帯の住戸を、
建物の上下階に別れて配置する間取り構成です。

間取りの共用▶なし

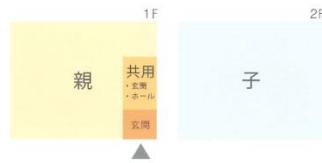


建物は一棟(ひとむね)で造られていますが、親子がお互いに独立性の高い生活ができます。1階住戸には専用の庭を設け、2階住戸には庭に代わるバルコニーを設けることで、生活にゆとりが生まれます。このタイプの場合は、水回り(トイレや浴室)を上下階重ね合わせるなど、1階へ伝わる2階の生活音(排水音)を抑える計画上の工夫が必要となります。また、玄関・ホールなど各住戸のパブリックスペースを隣接させ、そこに内部ドアを設けることで、屋外に出ることなくお互いに行き来できる「建物内移動」が可能となります。さらには、完全分離型の間取りであることから、将来、一方の住戸を賃貸にするという変化にも対応しやすい2戸一棟の構成です。

玄関共用型^{*2} (共用タイプ)

親世帯と子世帯が、一つの玄関・ホールを
共に使用する間取り構成です。

間取りの共用▶玄関・ホール



親子がお互いに、独立性を保つつつ、玄関へ出入りする人のケハビを感じながら生活ができます。「ただいま！」の一言が何よりの安心につながります。また、各住戸へ訪問する場合には、部屋から部屋へ直接移動するよりも、最小の共用部(ホールや廊下)を設けることによって、そこが緩衝帯となり、お互いのプライバシーを確保することができます。一般的に、この玄関共用型の間取り構成には、二つのパターンが考えられます。一つ目は平面分離型、二つ目は上下階分離型です。いずれの場合も玄関が一つという間取りですが、計画のポイントや生活スタイルは各独立タイプに類似しています。

LDK共用型^{*3} (共用タイプ)

親世帯と子世帯が、
LDKを中心生活する間取り構成です。

間取りの共用▶玄関・ホール・LDK



パブリックスペースを共用するということは、住まう人同士が一緒に掃除をする、お料理を作る、あるいはテレビを見るなど、いつでも家族だけの共通の話題が生まれます。日に一度、家族が顔を合わせてひと時を過ごし、生活時間の一部を共有することで、お互いを知り、絆を深めていくことになります。このタイプの場合は、世帯間のプライバシー確保に配慮した計画をする必要があります。



大家族同居型^{*3} (共用タイプ)

親世帯と子世帯が、生活を共にする
同居型の間取り構成です。

間取りの共用▶寝室を除く全てのスペース



三世代と一緒に住まう大家族となり、いつも顔を合わせる暖やかな生活が想像されます。給水・給湯設備、洗面台、洗濯機や共用部屋(キッチン・浴室・トイレなど)の同時使用が発生する可能性が高いのもこのタイプの特徴です。大家族が故に、すべてにゆとりを持った計画と、個人のプライバシー確保に配慮した計画をする必要があります。代々に伝まるモノ、家族が共通に使用するモノを収納するスペースを確保したいところです。

[建築基準法等の注意点]

* 1 建築基準法上の用語で、「長屋」となります。従って、二つの住戸の境には、遮音性能と防火性能に優れた小窓裏まで達する壁(界壁)及び、床(住宅金融支援機構による界床)を設けなければなりません。併し、住戸間を繋ぐ「建物内移動」を計画した場合には、建物の用途判断が難しく、建築確認検査機関(行政など)への相談が必要となりますのでご注意ください。 * 2 建築基準法上は、「専用住宅」と判断される場合が多いようですが、各住戸にはそれぞれに生活に必要な設備が整っていることを踏まえると、建築確認検査機関(行政など)への事前相談が必要と思われます。ご注意ください。 * 3 建築基準法上は、「専用住宅」となります。